



マチレット

令和6年度

あわらし市

住まいの 終活ノート



名前

昭和44年創立
葬儀実績年間6,000件以上

葬儀や葬儀後 に関する 不安を解消

長年の経験と豊富な葬儀実績で
『一人一人の想いとご縁を大切に』
葬儀についてサポートいたします。

ASPICA GROUP 株式会社アスピカ

葬儀の事前相談

近年は、終活の一つとしてご自分の葬儀に備える方も増えています。
また、葬儀後の相談や遺品の整理についてのご相談も増えています。

よくある
相談内容

- 費用はどのくらいかかりますか？
- 残される家族に迷惑をかけないようにするには…
- 相続や遺品整理をどのように進めたらよいのか…
- 頼れる人がいないです など…

私たちは日々、葬儀や葬儀後についての事前相談を承っております。



- Point 1 事前に準備をしておくことで、
余裕を持った状態で複数の葬儀会社の比較検討ができます。
- Point 2 残された遺族の負担を減らすため、
ご相談内容に合わせた最適なプランをご提案いたします。
- Point 3 エンディングノートの活用の仕方をご提案いたします。



一般葬・社葬式場



家族葬専用式場

家族葬、小規模葬、一般葬、自宅葬、寺院葬、公営斎場での
ご葬儀など、さまざまな葬儀形式に柔軟に対応いたします。

『一人一人の想いとご縁を大切に』する私たちに、お気軽にご相談ください。

ご相談予約は24時間受け付けております。



0120-229-951

株式会社アスピカ 葬祭事業本部

〒910-0017 福井県福井市文京7丁目1-1 <https://www.aspica.net/>

HPからも
お申し込み
できます

アスピカ 検索



終活とは、「人生の終わりのための活動」の略で、人生の最期を迎えるにあたって事前準備をすることです。

ご自身が亡くなってから、または不自由になって意思が
示せなくなってからでは、家や家財の整理について、
ご家族は困ります。

住人がいなくなり放置された家は、どんどん傷み、
雑草や庭木が繁茂し、
周囲に迷惑をかけるかもしれません。

残されたご家族が使用しない可能性が高ければ、ご自身が元気なうちに使用してもらえる
方への売却等の意思表示をしておくことも大切です。

全国的に空き家率が上昇しています。少子化により、新たな住宅用地の需要も減っていくと
考えられます。



今住んでいる「わが家」の「終活」について、
一度考えてみましょう。



もくじ

第1章 わたしのこと…………… 2	空き家の相続 …………… 13
相続について考えるために、 まずは家系図を書いてみましょう… 4	相続登記お済みですか? …… 14
第2章 財産について…………… 6	もしもの備えをしましょう 成年後見制度・遺言・民事信託… 15
第3章 住まいのこと…………… 8	相談できる関係団体のご案内 … 17

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかり
やすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年10月発行

発行:あわら市 市民協働課

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

第1章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

名 前

生年月日

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

相続について考えるために、 まずは 家系図を書いてみましょう

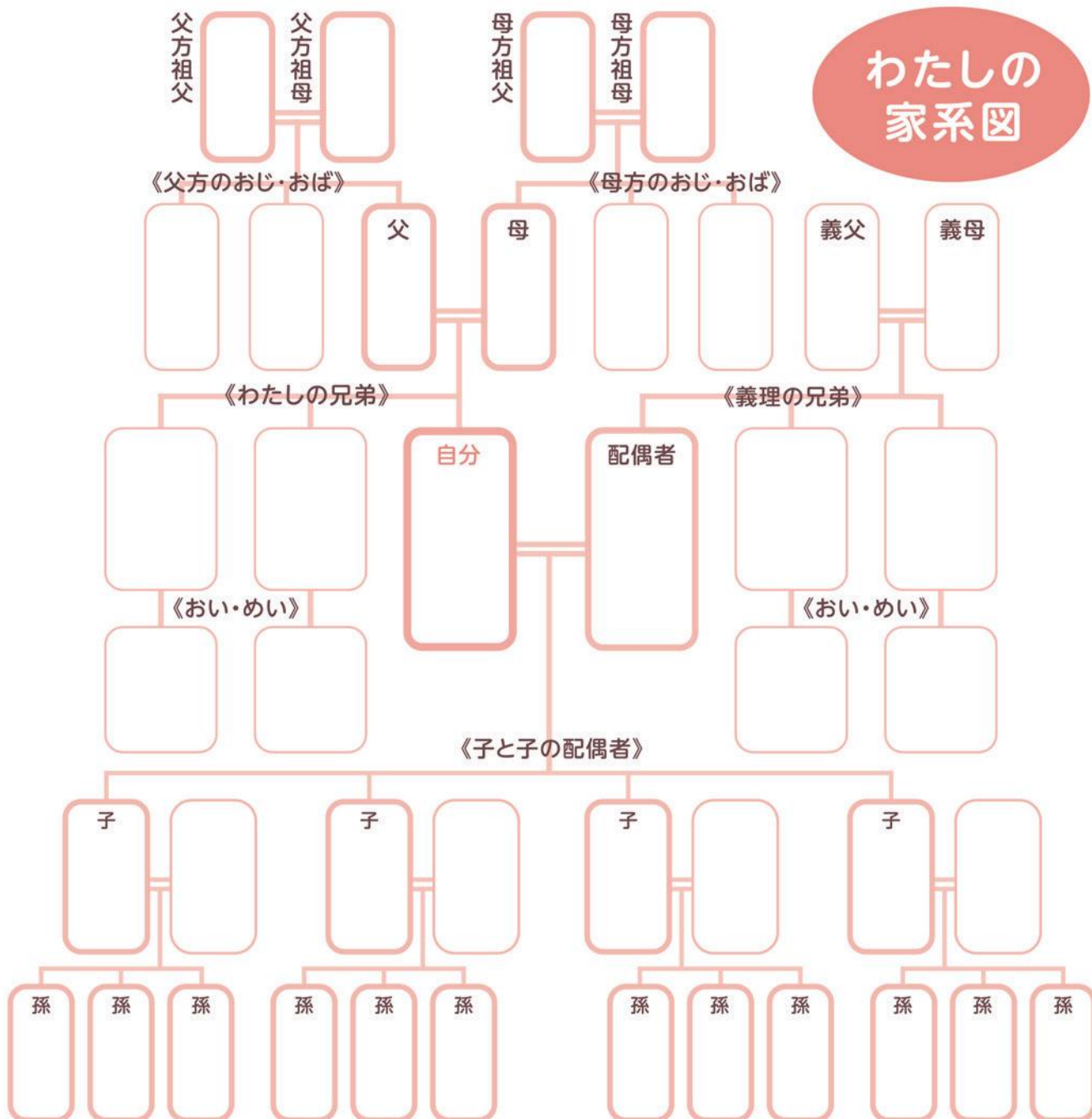


家族・親族

記入日

年 月 日

わたしの
家系図



※わかる範囲で書いてみましょう。 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。

もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

* 何を

* 保管場所

* 誰に

* 連絡先

第2章

財産について



資産と負債

記入日

年 月 日

■ 不動産

所在地	名義人	持ち分	備考

■ 預貯金

金融機関名	支店	金額	備考

■ その他の資産

名称	内容	保管場所等	備考

資産と負債

記入日

年 月 日

借入金・ローン

借入先	金 額	返済方法	備 考

生命保険・損害／傷害保険

保険会社	種類・内容	受取人	備 考

公的年金

基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考

個人年金・企業年金

名 称	番号・記号等	備 考

第3章

住まいのこと



土地について

記入日

年

月

日

所在地

所有者

備考

所在地

所有者

備考

建物について

記入日

年

月

日

所在地

所有者

備考

所在地

所有者

備考

住まいの思い出

記入日

年 月 日

建てた時のこと



家族のこと



大切な思い出

増改築・修繕の時のこと



わたしの想い

記入日

年 月 日

住まいのことについて、ご自身が生きている間は どうしたいですか？

亡くなった後は誰に何をしてもらいたいですか？

これからのことを考えてみましょう。

生きている間

亡くなった後





あなたの身近な法律事務の専門家

相続	遺言	贈与
不動産売買	新築時登記	農地譲渡
会社設立	役員変更	成年後見

手続きをしないといけないけど、
何から始めればよいのか？詳しくききたい
手続きを頼みたい 費用はどれくらい？
疑問、ご質問、ご相談は無料です。



無料相談からご依頼、手続きの流れ

- 1 まずは電話で
お問い合わせ
ください
- 2 ご希望の日時を決め
場合によってはご自宅
会社等にお伺いします
- 3 ご相談は無料です
ご相談、お見積提示後
ご依頼の決定となります
- 4 お手続きの完了報告、
関係書類のお渡し
アフターサポートも対応



駐車場も完備しています



明るく広々とした事務所です



打ち合わせご相談コーナーです

たにかわ 司法書士・行政書士事務所

あわら市大溝二丁目2番14号(美容室 offer 2 階) TEL.0776-50-3729

詳しくは HP

たにかわ司法書士

検索

福井県司法書士会所属 登録番号 第 294 号

福井県行政書士会所属 登録番号 第 21222372 号

簡裁訴訟代理等認定番号 第 1518047 号

伝えておきたいこと

記入日

年 月 日





ご自身と住まいについて
振り返りはできましたか？

次ページからは、
もしもに備えた内容をご紹介します



空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えています。

空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した.....54.6%
- 2位 新築・建て替えした.....18.8%
- 3位 中古住宅を購入した.....14.0%

(国土交通省 令和元年空き家所有者実態調査を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。



登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもののがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることとなります。相続を放棄することもできます。



遺産



50%



配偶者

50%



子

相続放棄
可能

突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹...のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、戸籍上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を



特に相続人の関係が複雑な場合などは、司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。

空き家のお悩み お話しください！

相談無料



国・市町村などの行政機関との連携をはじめ、
司法書士、弁護士、行政書士といった専門家や
各業者と連携を図り、空き家の様々なお悩みを
解決しております。

ご自宅・ご実家の将来について不安を感じている方、
空き家でお悩みの方からの相談を受付けております。

こんなお悩みはありませんか？

- ☒ 相続した実家で困っている・・・
- ☒ 自分の住んでいる家の将来が心配・・・
- ☒ 空き家の管理コストはいくらなんだろう？
- ☒ 売却したけど何から、手をつけていいか？
- ☒ 家財を処分・建物を解体したいけど・・・

大切な想い出の詰まった
お家だけど・・・
このまま放って置けない・・・



売却したいけど、
誰に相談すれば
いいかわからない・・・



▼お電話はWEBフォームにてお問い合わせください。

①お電話の方

☎ 0120-26-4048

② WEBフォームから

(下記二次元コードを
読み取ってください)



一般社団法人

北陸空き家解決支援協会

現地での訪問相談・当協会の事務所にご訪問いただく
・お電話・チャットなど相談者のご都合に沿った相談方法
でご対応させていただきます。(相談無料)

福井事務所：福井県福井市二の宮2丁目2番10号



相続登記お済みですか？

令和6年4月1日から
相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、
土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に
必要書類と登記申請書を提出し
申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP(<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成

もしもの備えをしましょう



家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまう。本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

成年後見制度

任意後見人と法定後見人

備えて
大切ね!



後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護※に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為



所有者に判断能力が
ある時に定める

任意後見人



所有者に判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人

後見人が 空き家を売却 できる？

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。

遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による 相続は 拒否できる？

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

民事信託

認知症等で判断能力がないとみなされると、不動産の売却等、資産の管理や活用ができなくなってしまいます。「いざというときは家族に任せよう」と考えていると、たとえ家族であっても他人名義の資産は通常、売却・処分ができないため、「空き家の発生」の原因になってしまうことがあります。そのため、本人が元気なうちに、もしものときに備えて資産の管理方法について決めておくことが重要です。**民事信託は有効な管理方法の一つ**です。信託といえば、投資信託等の営利目的で、信託銀行や信託会社が関与する「商事信託」が一般的に知られています。一方「民事信託」は、**営利を目的とせず、資産の管理や活用を家族や親族等の信頼できる人に託す制度**です。



民事信託とは



メリット

- 生前から場合によっては、二代先、三代先までの財産管理が可能
- 財産ごとに受託者を選ぶなど、遺言や成年後見よりも柔軟な財産管理が可能
- 共有不動産にともなう相続トラブルの回避が可能 等

デメリット

- 受託者が負う責任や義務が多い
- 身上監護権※がない
- 税務手続きが増える 等

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為を行う権利

民事信託を活用することで、認知症などによる資産凍結や相続トラブルを回避し、「空き家の発生」の予防につながる場合があります。ただ、民事信託はあくまでも財産を管理する手段の一つであり、個人のニーズや資産の状況によっては適切な手段ではない場合もあります。



民事信託の手続きや活用方法等の詳細については、必ず弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

メモ

話合ったことを書き留めましょう

月

日

について

月

日

について

月

日

について

相談できる関係団体のご案内

不動産に関する制度についてわからないことは、専門家に相談しましょう。
相談先については下記を参考にしてください。

●相談先一覧 ※祝休日、年末年始、各団体が定めた休業日等はお休みの場合があります。

業務内容	名 称	連絡先・受付時間
相続・登記 財産管理 成年後見等	福井弁護士会	☎0776-23-5255 受付時間 9:00～17:00(平日)
相続・登記	福井県司法書士会	☎0776-43-0601 / FAX:0776-32-0608 e-mail:info@fukuishiho-shoshi.or.jp
市役所等 への手続き	福井県行政書士会	☎0776-27-7165 / FAX:0776-26-6203 e-mail:fukuikai@fukui-gyousei.org
売買や賃貸	一般社団法人 福井県不動産のれん会	☎0776-43-3882 / FAX:0776-43-1056
	公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会	☎0776-24-0680 / FAX:0776-24-9030 受付時間 9:00～17:00
敷地境界等	福井県土地家屋調査士会	☎0776-33-2770 / FAX:0776-33-2788 e-mail:ftk@fuku itk.org
樹木の手入れ 伐採 除草等	福井県造園業協同組合	☎0776-67-0600 / FAX:0776-67-0668
家の見回り 低木の伐採 除草等	公益社団法人 あわら市シルバー人材センター	☎0776-97-6088 / FAX:0776-97-6355
樹木の伐採	坂井森林組合	☎0776-74-2120 / FAX:0776-74-2125 e-mail:f-sakai-sinrin.jp
高齢者に関する 相談窓口	あわら地域包括支援センター (あわら市健康長寿課内)	☎0776-73-8022 / FAX:0776-73-5688
成年後見制度 全般に関すること	福祉まると相談室 (あわら市福祉課内)	☎0776-73-8028 / FAX:0776-73-5688
	あわら市社会福祉協議会 成年後見センター	☎0776-73-2253 / FAX:0776-73-4542
リフォームに 関すること	一般社団法人 福井県建築士会	☎0776-24-8781



メモ

ワンストップサービス

※ 1点の家財整理
※ 家屋解体、
※ 土地売買まで

※家屋解体・土地売買
に関しては、各種業
者を紹介いたします。

軽トラック作業、その他の作業、サービス、
家屋解体工事に関するトラブル防止のため
現地にお伺いさせて頂き
お客様にご安心していただける様
書面にてお見積りさせていただきます。
ご安心してご相談ください。

各種
家屋解体工事
(木造・鉄骨コンクリート造)

各種便利業

家財買取

引越作業

土地の売買まで

お部屋の清掃・ハウスクリーニングまで行います！

お見積もり無料！お気軽にご相談下さい！



ハウスクリーニング
汚れたお部屋も！！

どんな臭いでも
オゾン脱臭による消臭消毒

汚れたお部屋
ゴミ屋しき！！

県内お引越
格安！！



株式会社 北陸遺品整理

ALL Transport of Memory Service
A.T.O.M's Co., Ltd.



お問い合わせはこちらから

☎0776-76-3268

福井営業所 福井市石盛1丁目509番地

坂井営業所 坂井市春江町藤鷲塚2-35

✉ hokuriku.ihinseiri@gmail.com

北陸遺品整理

検索

受付時間／AM9:00～PM6:00 FAX／0776-76-6667

どんなことでも
オールOK